

契約規定

第 1 条（契約の概要）

カードローン「ながぎんアットローン」契約（以下「本契約」という）は、利用限度額の範囲内で繰り返し借入することができ、その返済は、借入残高に応じた一定額以上の約定返済金額の入金により行います（第 4 条および第 10 条参照）。

第 2 条（借主）

1. 借主とは、本規定を承認のうえ、保証会社（アットローン株式会社または S M B C コンシューマーファイナンス株式会社を個別にまたは総称していう。以下、同じ）を連帯保証人として、銀行（株式会社長野銀行または株式会社八十二長野銀行を個別にまたは総称していう）に所定の申込書により「ながぎんアットローンカード」（以下「カード」という）の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。
2. 借主と銀行の契約は、本条第 1 項により銀行が利用を認めたときに成立します。その際、本申込書は契約書となります。

第 3 条（取引方法）

1. この取引は、本規定第 6 条および第 8 条に定める方法に基づいた入出金によるものとします。
2. カードは、銀行の現金自動預入支払機（以下「ATM」という）および銀行が提携する金融機関の ATM を使用して入出金を行う場合に利用するものとします。
3. ローンカード、ATM 等の取扱いについては、別に定める“ながぎんアットローン”カード取扱規定によるものとします。

第 4 条（利用限度額）

1. 借主は、利用限度額の範囲で繰り返し借入ができます。
2. 利用限度額は、借主の申込書記載の借入希望額の範囲内で銀行が決定します。
3. 利用限度額は、借主の希望があった場合、銀行の審査により 200 万円を限度として増額することができます。この場合、変更後の利用限度額は、書面により通知するものとします。なお、利用限度額変更後の契約も本契約と一体のものとします。
4. 本条第 2 項および本条第 3 項に拘わらず、借主の信用状況が著しく悪化した場合など、銀行が必要と認めたときは、利用限度額を減額、あるいは新たな貸付を中止することがあります。この場合、変更後の利用限度額は、書面により通知するものとします。

第 5 条（利用有効期間）

1. 本契約の期限は、契約日の 3 年後の応当日の属する月の末日とします。ただし、借主または銀行から期間満了日までに何らかの申出のないときは、更に 3 年間自動更新し、その後も同様とします。
2. 2024 年 11 月以降、取引期限は更新しないものとし、次のとおり取扱います。
 - ①借主は、取引期限到来日の翌日以降本取引による借入は受けられません。
 - ②借入元金・借入利息・損害金等が完済された日に本取引は自動的に解約されるものと

します。

- ③取引期限に借入元利金等がない場合は、この期限到来日の翌日に本取引は自動的に解約されるものとします。

第 6 条（借入方法）

借入方法は、銀行の ATM および銀行が提携する金融機関の ATM からの引出しによるものとします。

第 7 条（借入利率等）

1. 借入利率は、保証会社の保証料を含む銀行所定の年利率を適用するものとします。
2. 借入利息は、付利単位を 100 円とし、銀行の定める利率、方法により計算のうえ借入元金に組入れます。

第 8 条（返済方法）

返済方法は、銀行の ATM からの入金によるものとします。

第 9 条（返済期日）

返済期日は、各偶数月の 10 日とし、前回返済期日の 10 日後から当該日まで（以下「返済可能期間」という。）に前条の返済方法により返済するものとします。返済期日が銀行の ATM の休日の場合は、翌営業日を返済期日とします。

第 10 条（返済金額）

1. 約定返済とは、返済可能期間に、約定返済金額の入金をもって行うものとします。なお、約定返済金額には、利息(遅延損害金を含む)を含まないものとします。ただし、各回の約定返済金額は最小の金額であり、それを超える金額の返済も、返済可能期間において、随時行うことができるものとします。
2. 前項にかかわらず、返済可能期間に約定返済金額未満の入金があった場合、約定返済の一部として受付します。
3. 約定返済金額は次のとおりとします。

<返済期日が 2026 年 2 月 10 日以前の返済>

前回約定返済後の借入残高		約定返済金額
	10 万円以下	3,000 円
10 万円超	30 万円以下	9,000 円
30 万円超	50 万円以下	15,000 円
50 万円超	70 万円以下	17,000 円
70 万円超	90 万円以下	20,000 円
90 万円超	100 万円以下	25,000 円
100 万円超	150 万円以下	30,000 円
150 万円超	200 万円以下	40,000 円

※前回約定返済後の借入残高が 3 千円未満のときは、前回約定返済後の借入残高の千円未満を切り捨てた千円単位の金額が約定返済金額となります。

＜返済期日が 2026 年 4 月 10 日以降の返済＞

前回返済期日の借入残高		約定返済金額
10 万円以下		5,000 円
10 万円超	30 万円以下	15,000 円
30 万円超	50 万円以下	25,000 円
50 万円超	70 万円以下	28,000 円
70 万円超	90 万円以下	33,000 円
90 万円超	100 万円以下	42,000 円
100 万円超	150 万円以下	50,000 円
150 万円超	200 万円以下	67,000 円

※前回返済期日の借入残高が 5 千円未満のときは、前回返済期日の借入残高の千円未満を切り捨てた千円単位の金額が約定返済金額となります。

第 11 条（返済金の充当方法）

1. 借主の約定返済金は、銀行が適当と認める順序、方法により充当することができ、借主はその充当方法に対して異議を述べることができないものとします。
2. 借主の随時返済金は、元金に充当します。

第 12 条（遅延損害金）

借主が約定返済金額の支払を遅延したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金は年率 18.25%とします。

第 13 条（印紙代および手数料）

1. この契約の締結に際し借主が負担すべき印紙代は、初回約定返済時に借入元金に組入れます。
2. ATM 利用手数料は、借入元金に組入れます。

第 14 条（カード不着時の取引解約）

銀行が発行するローンカードが「不在」「宛名先不明」で返却された場合は、返却された時点で本契約を解約することができるものとします。

第 15 条（期限の利益喪失）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
 - （1）保証会社から保証中止または解約の申出があったとき
 - （2）手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - （3）差押、仮差押、保全差押、仮処分、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき
 - （4）支払の停止、破産、民事再生手続または特定調停の申立等その他これに類似する手続きの申立があったとき

- (5) 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明になったとき
 - (6) 相続の開始があったとき
 - (7) 本規定および銀行取引上の規定等の義務に違反したとき
 - (8) その他借主の信用状態が著しく悪化したとき
2. 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
- (1) 約定返済金の支払を延滞したとき
 - (2) 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
 - (3) 借主が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
 - (4) 借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
3. 前各項の事由があるときは、銀行はいつでも新たな貸付を中止、またはこの契約を解除することができます。この契約が解除された場合は、借主はこの契約による債務全額を直ちに返済し、カードを返却するものとします。

第 16 条（保証会社への保証債務履行請求）

- 1. 本規定第 15 条により、借主にこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することとします。
- 2. 保証会社が借主に代わって、「ながぎんアットローン」契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社にこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 3. 本条第 2 項に基づく保証会社の返済が、借主に対して事前の通知、催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

第 17 条（銀行からの相殺）

- 1. 銀行は、この契約による債務を返済しなければならない場合は、その債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割りで計算します。

第 18 条（借主からの相殺）

- 1. 借主は、この契約による債務と、期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- 2. 前項によって相殺をする場合は、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 3. 本条第 1 項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第 19 条（債務の返済に充てる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の理由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 本条第 2 項のなお書または本条第 3 項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第 20 条（届出事項の変更）

1. 借主は、氏名、住所、勤務先、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があった場合は、すみやかに銀行所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出るものとします。
2. 借主が前項の氏名、住所等の変更の届出を怠った場合、銀行からの通知または送付書類等が延着し、または未送達となっても、通常到着すべき時に到着したとみなされることに異議ないものとします。

第 21 条（成年後見人等の届出）

1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに後見人等の氏名その他銀行が定める事項を、書面によって銀行に届け出るものとします。
2. 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他銀行が定める事項を、書面によって銀行に届け出るものとします。
3. 借主は、すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がなされている場合も、本条第 2 項と同様に銀行に届け出るものとします。
4. 借主は、本条第 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって直ちに銀行に届け出るものとします。
5. 本条第 4 項の届出前に生じた銀行の損害については、借主の負担とします。

第 22 条（解約）

借主が「ながぎんアットローン」契約を解約する場合、借主は直ちに銀行カードを返却するものとします。

この場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするも

のとします。

第 23 条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第 24 条（危険負担、免責事項）

1. 借主が、銀行に差入れた契約書等が、事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって、紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記載に基づいて債務を弁済します。
なお、銀行からの請求があれば代替の契約書等を差入れるものとします。
2. ATM によりカードを確認し、操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引出の取引がなされたうへは、カードの偽造、変造、カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第 25 条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 26 条（個人信用情報センターの登録）

1. 借主は、この契約に基づく利用限度額、契約日、取引期間等の借入内容にかかる客観的事実について、契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から 5 年を超えない期間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録されること、ならびに同機関に登録された情報（既に登録されている情報を含みます。）について、同機関等の加盟会員ならびに同機関等と連携する個人信用情報機関の加盟会員が取引上の判断のために利用することに同意します。
2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - （1） この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延等の発生日から 5 年を超えない期間。
 - （2） この契約による債務について、保証会社もしくは第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行など強制回収手続により銀行が回収したときは、その事実発生から 5 年を超えない期間。

【銀行が加盟する個人信用情報機関】

全国銀行個人信用情報センター 郵便番号 100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
電話番号 03-3214-5020

第 27 条（契約規定等の変更）

1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この約款または借入要項中の定めを変更する必要があるときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
2. 銀行は、前項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

第28条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他、これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等を社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、第1項各号の一つにでも該当し、もしくは前項各号の一つにでも該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
4. 前項の規定により、債務の弁済がなされたときに、この契約は失効するものとします。

5. 本条の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います

以上